



交通安全ニュース

～No. 27～

令和6年11月1日

北見警察署
交通課

自転車スマホ・酒気帯び 罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法改正

ダメ絶対!!
ながらスマホ



- ☆違反者は
6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金
- ☆交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金
- ※停止中の操作は対象外。

ダメ絶対!!
飲酒運転!

- ☆違反者は
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
- ☆自転車の提供者は
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
- ☆酒類の提供者・同乗者は
2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



予期せぬ事故に備えて
任意保険にも入ろう!



自転車の運転に際し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は「自転車運転者講習制度」の対象となります。

(危険行為～信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など)

～ ストップ・ザ・交通事故 めざせ安全で安心なオホーツク地域 ～